

キャッシュレス決済対応POSレジシステム導入・運用業務 仕様書

1 業務目的

本市の行政サービスのうち、各種証明書発行手数料等の支払いにおいてコード決済に対応しておらず、昨今のキャッシュレス需要に十分に対応できていない。現在、クレジットカードや電子マネーを含む決済を導入しており利用者が増えているものの、証明書発行等の少額についての決済はいまだ現金が多く、手数料納入における市民負担の軽減につがっていない。

そのため、既存のレジシステムを更新し、新たなPOSレジ端末及びセミセルフ式自動釣銭機を導入することにより、多様な支払い方法の提供による市民の利便性の向上と、市の収納業務効率化を図る。

2 件名

キャッシュレス決済対応POSレジシステム導入・運用業務

3 業務内容

本業務の範囲は、次のとおりとする。なお、本仕様書に記載されていない事項であっても、本業務の目的達成のために当然必要と認められる事項については、発注者と受注者が協議の上、受注者の責任において対応すること。

- (1) キャッシュレス決済対応POSレジシステムの導入
- (2) キャッシュレス決済対応POSレジシステムの運用保守
- (3) キャッシュレス決済に係る指定納付受託

4 履行期間

キャッシュレス決済対応POSレジシステムの運用開始日は令和9年1月4日を予定している。なお、運用開始日については、発注者と受注者が協議の上、最終決定する。

- (1) キャッシュレス決済対応POSレジシステムの導入
契約締結日から令和8年12月31日まで
- (2) キャッシュレス決済対応POSレジシステムの運用保守
運用開始日から60か月
- (3) キャッシュレス決済に係る指定納付受託
運用開始日から60か月

5 設置場所及び数量等

- (1) 設置場所
鈴鹿市役所 本館 1階 戸籍住民課（三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号）

- (2) 数量

2台

- (3) 設置場所の詳細、カウンター位置

既存カウンター上に設置することを原則とする。設置場所の寸法は幅約110cm、奥行約75cm、高さ約70cmである。既存カウンター上への設置が困難な場合、必要な設備や作業についても参考見積書に含め、内訳に明示すること。

- (4) 通信配線

サービスを通じて接続するインターネット回線（有線LAN又は無線LAN）については、

発注者が準備する。それ以外に必要な通信機器及び配線等がある場合は、本提案の見積金額に含め、内訳を明示すること。

6 機能要件

本業務で導入するキャッシュレス決済対応POSレジシステムは、「機能要件一覧兼機能要件適合状況一覧」（様式第5号）に定める要件を満たすものとする。

7 納品物

「3(1) キャッシュレス決済対応POSレジシステムの導入」について、受注者は、次の納品物を発注者に納品すること。なお、このうち電子媒体での納品については、Microsoft Word 若しくは Excel 形式又は PDF 形式等、発注者が利用可能な形式とすること。

- (1) 調達機器等一式
- (2) 操作マニュアル、管理者向けマニュアル、障害時対応マニュアル、日締め・月締め処理手順書、取消・返金処理手順書、管理画面利用手順書などの手順書一式（電子媒体）
- (3) 設置図（電子媒体）
- (4) ネットワーク構成図（電子媒体）
- (5) 初期設定内容を確認できる資料（電子媒体）
- (6) 業務完了報告書（紙媒体及び電子媒体）

8 セキュリティ対策

受注者は、発注者の情報セキュリティポリシー、個人情報保護に関する規程その他関係規程を遵守すること。

受注者は、本業務により取り扱う情報資産の機密性、完全性及び可用性を確保するため、必要かつ適切なセキュリティ対策を講じること。発注者が、情報セキュリティ対策の実施状況に関する資料提出又はヒアリングを求めた場合、受注者は速やかに応じること。

9 その他

(1) 受注者の履行管理責任

受注者は、本業務に関係する運用保守事業者、指定納付受託者の業務を含め、本業務全体の履行管理について責任を負うものとする。

(2) 再委託

受注者は、本業務の全部を一括して第三者に再委託してはならない。本業務の一部を再委託する場合は、事前に書面により発注者の承認を得ること。受注者が第三者に作業の一部を請け負わせる場合、受注者は発注者に対し、当該第三者のすべての行為及びその結果についての責任を負うものとする。

(3) 守秘義務

受注者は、本業務で知り得た情報を、本業務以外の目的で利用し、又は第三者に提供してはならない。この義務は、契約終了後も継続するものとする。

(4) 業務実施上の留意事項

受注者は、業務の目的を十分達成できるよう、本仕様書、関係法令、発注者の規程等に基づき業務を実施すること。本仕様書に定めのない事項又は仕様に疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、決定すること。